

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の内容

- (1) 定年引上げに伴い、定年前早期退職者割増の適用開始年齢が現行と同じく、医療職給料表(一)適用者以外の者にあつては50歳から、医療職給料表(一)適用者にあつては55歳からとする。(第7条の3)
- (2) 退職手当の算定における休職月等に、高齢者部分休業の期間を加える。(第10条第4項)
- (3) 管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、降任等をした職員の退職手当の調整額は、定年引上げ前の水準を維持するため、役職定年前20年間と退職前20年間のそれぞれの期間の調整額を比較し、いずれか多い額とする。(第10条の2)
- (4) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び職業安定法(昭和22年法律第141号)の一部改正に伴い、失業者の退職手当に係る規定を整備する。(第13条第4項、同条第8項)
- (5) 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の退職手当に係る規定を整備する。(第18条、第19条及び第21条)
- (6) 60歳に達した日以後に自己都合により退職した者(医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。)の退職手当の基本額に係る支給率は、当分の間、定年退職した場合と同じ支給率を適用する。(付則第14項及び付則第15項)
- (7) 定年前早期退職者の割増率については、当分の間、現行の取扱いに加え、整理退職、公務上傷病・死亡退職又は通勤災害退職の場合は、60歳に達する日の属する年度の初日から定年に達する日の属する年度の初日前までの割増率を一律2%とする。(付則第16項及び付則第17項)
- (8) 給料月額7割措置を受ける職員の退職手当における退職日給料月額の算定については、当分の間、定年引上げ前の水準を維持するため、当該7割措置等前後の給料月額を基礎として、それぞれの期間ごとに支給率を分けて算定することとする。(付則第19項)
- (9) 給料月額7割措置を受ける職員の退職手当における給料の調整額及び教職調整額の算定については、当分の間、当該7割措置を受けた日の前後で期間を分けて算定することとする。(付則第21項及び付則第22項)

### 2 新旧対照表(議案集 33ページから45ページまで)

職員の退職手当に関する条例(昭和34年条例第31号)

| 改正後(案)  | 現行      |
|---------|---------|
| 第一条 (略) | 第一条 (略) |

|  |  |
|--|--|
| <p>(支給対象)</p> <p>第二条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号）第二条に定める給料を支給される職員のうち、<u>常時勤務を要するもの</u></p> <p>二 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）第三条に定める給料を支給される職員のうち、<u>常時勤務を要するもの</u></p> <p>三 <u>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年九月文京区条例第五号）第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員（同項第二号に規定するフルタイム講師を含む。）及び職員の給与に関する条例第二十二條第一項に規定する給与を支給される職員（以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。）のうち、その勤務形態が前二号に掲げる職員に準ずるもの</u></p> <p>2 <u>前項第三号に規定する勤務形態が同項第一号及び第二号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務すること</u></p> | <p>(支給対象)</p> <p>第二条 退職手当の支給を受ける者は、<u>区に常時勤務する職員（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）</u>で次に掲げる者とする。</p> <p>一 職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号）第二条に定める給料を支給される職員</p> <p>二 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）第三条に定める給料を支給される職員</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 <u>常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前項の職員とみなす。ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
| <p>とされているものをいう。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第三条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、退職手当は、支給しない。</u></p> <p>一 <u>前条第一項第一号及び第二号に掲げる職員のうち、任期の定めのないもの（以下「任期の定めのない職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。</u></p> <p>二 <u>前条第一項第一号及び第二号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。</u></p> <p>三 <u>前条第一項第三号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。</u></p> <p>四 <u>前条第一項第三号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による場合のほか、前条第一項第三号に掲げる職員のその月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において</u></p> | <p>(退職手当の支給)</p> <p>第三条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、<u>職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、退職手当は、支給しない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
| <p><u>退職したものとみなして退職手当を支給する。</u></p> <p><u>3 第一項ただし書の規定にかかわらず、同項第四号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</u></p> <p><u>4 (略)</u><br/>     第四条から第六条まで (略)<br/>     (整理退職等の場合の退職手当の基本額)<br/>     第七条 地方公務員法<u>(昭和三十五年法律第二百六十一号)</u>第二十八条第一項第四号の規定に該当する理由<u>又は</u>これに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき、勸奨を受け、<u>又はその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者</u>に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を前条第一項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>第二項から第五項まで (略)<br/>     第七条の二 (略)<br/>     (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)<br/>     第七条の三 第六条第一項の規定に該当する者(規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。)又は第七条第一項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から<u>十五年(職員の給与に関する条</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 (略)</u><br/>     第四条から第六条まで (略)<br/>     (整理退職等の場合の退職手当の基本額)<br/>     第七条 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定に該当する理由<u>若しくは</u>これに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき、勸奨を受け、<u>若しくはその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者</u>に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を前条第一項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>第二項から第五項まで (略)<br/>     第七条の二 (略)<br/>     (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)<br/>     第七条の三 第六条第一項の規定に該当する者(規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。)又は第七条第一項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から<u>十年を減じた年齢以上であるも</u></p> |
|--|---|

|  |   |
|--|---|
| <p><u>例第五条第一項第二号アに規定する医療職給料表(-)</u>（以下「<u>医療職給料表(-)</u>」という。）の適用を受ける職員にあつては、<u>十年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第六条、第七条第一項並びに次条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>条中表　（略）</p> <p>第七条の四　（略）</p> <p>（非違により勸奨を受けて退職した者に対する一般の退職手当）</p> <p>第八条　第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、<u>次条</u>又は第十条の規定にかかわらず、職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が区長と協議の上、一般の退職手当を支給せず、又は第五条<u>及び第十条</u>の規定により計算した<u>額の合計額</u>から一部を減額した額をもつてその者の一般の退職手当の額とする。</p> <p>（給料の調整額の支給を受けた者の退職手当の基本額）</p> <p>第九条　第五条から第七条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、<u>第五条から第七条の四</u>までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額の</p> | <p>のに対する第六条、第七条第一項並びに次条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>条中表　（略）</p> <p>第七条の四　（略）</p> <p>（非違により勸奨を受けて退職した者に対する一般の退職手当）</p> <p>第八条　第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項又は第十条の規定にかかわらず、職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が区長と協議の上、一般の退職手当を支給せず、又は第五条の規定により計算した額から一部を減額した額をもつてその者の一般の退職手当の額とする。</p> <p>（給料の調整額の支給を受けた者の退職手当の基本額）</p> <p>第九条　第五条から第七条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、<u>第五条から第七条</u>までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額の</p> |
|--|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>2 第五条から第七条までの規定において退職時に幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十八号）第三条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、<u>第五条から第七条までの四までの規定又は前項の規定により計算して得た額に、退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）</u>を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>3 （略）<br/>（退職手当の調整額）</p> <p>第十条 第一項から第三項まで （略）</p> <p>4 <u>第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号）第四条及び第五条の規定による週休日、同条例第十条及び第十一条の規定による休日、同条例第十二条第一項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに</u></p> | <p>ものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>2 第五条から第七条までの規定において退職時に幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十八号）第三条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、<u>第五条から第七条までの規定又は前項の規定により計算して得た額に、退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</u></p> <p>3 （略）<br/>（退職手当の調整額）</p> <p>第十条 第一項から第三項まで （略）</p> <p>4 <u>第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第一号から第八号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第九号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日の</u></p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p><u>相当する日をいう。) 以外の日をいう。)</u><br/> <u>のあつた月を除く。) をいう。</u><br/>     第一号から第四号まで (略)<br/> <u>五 高齢者部分休業 (地方公務員法第二十六</u><br/> <u>条の三の規定による高齢者部分休業及</u><br/> <u>びその他の規程によるこれに相当する休</u><br/> <u>業をいう。) の期間</u><br/>     六<br/>     七<br/>     八<br/>     九 育児休業 (地方公務員の育児休業等に<br/>     関する法律<u>(平成三年法律第百十号)</u>そ<br/>     の他の法律の規定による育児休業をい<br/>     う。以下同じ。) の期間<br/>     十 育児短時間勤務等 (地方公務員の育児<br/>     休業等に関する法律その他の法律の規定<br/>     による育児短時間勤務及び育児短時間勤<br/>     務の例による短時間勤務をいう。以下同<br/>     じ。) の期間<br/>     第五項から第七項まで (略)<br/> <u>(他の職への降任等をされた職員に係る退</u><br/> <u>職手当の調整額)</u><br/> <u>第十条の二 地方公務員法第二十八条の二第</u><br/> <u>四項に規定する他の職への降任等をされた</u><br/> <u>職員 (同法第二十八条の五第三項に規定す</u><br/> <u>る特定管理監督職群の他の管理監督職に降</u><br/> <u>任した職員その他の規則で定める職員 (以</u><br/> <u>下「他の管理監督職に降任した職員等」と</u><br/> <u>いう。) を含む。) について前条の規定に</u><br/> <u>より計算した退職手当の調整額が、その者</u><br/> <u>が当該他の職への降任等をされた日の前日</u><br/> <u>(他の管理監督職に降任した職員等にあつ</u><br/> <u>ては、規則で定める日) において退職をし</u><br/> <u>たものとして同条の規定により計算した退</u><br/> <u>職手当の調整額 (以下「降任等前退職手当</u><br/> <u>の調整額」という。) に満たない場合は、</u></p> | <p><u>あつた月を除く。) をいう。</u><br/>     第一号から第四号まで (略)<br/> <u>(新設)</u><br/>     五<br/>     六<br/>     七<br/>     八 育児休業 (地方公務員の育児休業等に<br/>     関する法律その他の法律の規定による育<br/>     児休業をいう。以下同じ。) の期間<br/>     九 育児短時間勤務等の期間<br/>     第五項から第七項まで (略)<br/> <u>(新設)</u></p> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
| <p><u>同条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額（降任等前退職手当の調整額が二以上ある場合は、最も多い額）をその者の退職手当の調整額とする。</u></p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第十一条 第一項 （略）</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数<u>（第二条第一項第三号に掲げる職員にあつては、引き続いた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月の月数）</u>による。</p> <p>3 職員が退職した場合（第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、<u>次の各号のいずれかに該当するとき</u>は、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。</p> <p><u>一 任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。</u></p> <p><u>二 任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。</u></p> <p><u>三 第二条第一項第三号に掲げる職員が退職した場合（第三条第二項又は第三項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又はフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。</u></p> <p><u>四 フルタイム会計年度任用職員等（第二条第一項第三号に掲げる職員を除く。）</u></p> | <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第十一条 第一項 （略）</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。</p> <p>3 職員が退職した場合（第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、<u>その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたとき</u>は、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> |
|--|---|



が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

4 前三項の規定による在職期間のうち、第十条第四項に規定する休職月等が一月以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、三分の一に相当する月数、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）及び配偶者同行休業をした期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。

5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、都職員等（東京都の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の適用を受ける職員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給対象であつたも

4 前三項の規定による在職期間のうち、前条第四項に規定する休職月等が一月以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、三分の一に相当する月数、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）及び配偶者同行休業をした期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。

5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となつた者（その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認める者に限る。以下

|   |   |
|---|---|
| <p><u>のをいう。以下同じ。)</u> から引き続いて職員となつた者（規則で定める者を除き、その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認める者に限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間及び職員が、都職員等となり引き続いて職員となつた者の先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> 第十三条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について</p> | <p>この項において同じ。) の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が、都職員等となり引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。</p> <p><u>6</u> <u>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年九月文京区条例第五号）第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第三項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> 第十三条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について</p> |
|---|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>は、第一項から<u>第五項</u>までの規定によつて計算した在職期間に一月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。</p> <p>第十一条の二 <u>前条第五項</u>の規定による先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間について、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当の基本額は、第五条から第九条までの規定にかかわらず、退職日給料月額に第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の退職手当の基本額に満たないときは、先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の額とする。</p> <p>一 その者が第五条から第九条まで（<u>付則第十六項、第十七項及び第十九項から第二十二項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）の規定により計算した額の退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該退職日給料月額に対する割合</p> <p>二 （略）</p> <p>第十一条の三 第一項 （略）</p> <p>2 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第五条から第十条まで（<u>付則第十六項、第十七項及び第十九項から第二十二項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）の規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。</p> | <p>は、第一項から<u>第六項</u>までの規定によつて計算した在職期間に一月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。</p> <p>第十一条の二 <u>第十一条第五項</u>の規定による先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間について、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当の基本額は、第五条から第九条までの規定にかかわらず、退職日給料月額に第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の退職手当の基本額に満たないときは、先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の額とする。</p> <p>一 その者が第五条から第九条までの規定により計算した額の退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該退職日給料月額に対する割合</p> <p>二 （略）</p> <p>第十一条の三 第一項 （略）</p> <p>2 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第五条から第十条までの規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。</p> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>第十二条 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第十三条 第一項 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で<u>当時勤務を要する職員</u>について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が一月以上あるもの(季節的業務に四月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>第一号及び第二号 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第一項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望</p> | <p>第十二条 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第十三条 第一項 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日<u>(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)</u>が十八日以上ある月が一月以上あるもの(季節的業務に四月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>第一号及び第二号 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第一項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定め</p> |
|--|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第四項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とし、<u>当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない。</u></p> <p>第五項から第七項まで （略）</p> <p>8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>第一号から第四号まで （略）</p> <p>五 <u>公共職業安定所、職業安定法</u>第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介</p> | <p>望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第四項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とする。</p> <p>第五項から第七項まで （略）</p> <p>8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>第一号から第四号まで （略）</p> <p>五 <u>公共職業安定所、職業安定法</u>第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介</p> |
|---|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>六 (略)</p> <p>第九項から第十四項まで (略)</p> <p>(都職員等となつた者の取扱い)</p> <p><u>第十四条 職員(規則で定める者を除く。)</u></p> <p><u>が</u>引き続いて都職員等となつたときは、この条例による退職手当は支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人(以下「地方公共団体等」という。)に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該地方公共団体等の退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規定によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているとき<u>その他規則で定めるとき</u>は、この限りでない。</p> <p>第十五条から第十七条まで (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第十八条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十六条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部</p> | <p>事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>六 (略)</p> <p>第九項から第十四項まで (略)</p> <p>(都職員等となつた者の取扱い)</p> <p><u>第十四条 職員が</u>引き続いて都職員等となつたときは、この条例による退職手当は支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人(以下「地方公共団体等」という。)に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該地方公共団体等の退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規定によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているときは、この限りでない。</p> <p>第十五条から第十七条まで (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第十八条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十六条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>第二項から第六項まで (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第十九条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十六条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十三条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十一条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合<u>には</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十一条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返</p> | <p>を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>第二項から第六項まで (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第十九条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十六条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十三条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十一条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合<u>にあつては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十一条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又</p> |
|--|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>第二項から第六項まで (略)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第二十一条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十九条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この項から第六項まで</u>において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をし</p> | <p>は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>第二項から第六項まで (略)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第二十一条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十九条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この条</u>において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに</p> |
|---|--|



|   |  |
|---|--|
| <p>たことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十九条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十九条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間</p> | <p>足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十九条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十九条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間</p> |
|---|--|

|  |  |
|--|--|
| <p>中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十七条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から</p> | <p>中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十七条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から</p> |
|--|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>第六項から第八項まで （略）</p> <p>第二十二條から第二十四條まで （略）</p> <p>付 則</p> <p>第一項から第九項まで （略）</p> <p>（第十三条第七項の規定の適用に関する特例）</p> <p>10 <u>令和七年三月三十一日</u>以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「イ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」</p> | <p>六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>第六項から第八項まで （略）</p> <p>第二十二條から第二十四條まで （略）</p> <p>付 則</p> <p>第一項から第九項まで （略）</p> <p>（第十三条第七項の規定の適用に関する特例）</p> <p>10 <u>令和四年三月三十一日</u>以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「イ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」</p> |
|---|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</p> <p>」とする。</p> <p>第十一項から第十三項まで （略）</p> <p><u>（職員の定年の引上げに伴う経過措置）</u></p> <p>14 <u>当分の間、第六条第一項の規定は、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第五条第一項中「又は第八条」とあるのは、「、第八条又は付則第十四項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>15 <u>前項の規定は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。</u></p> <p>16 <u>当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、六十歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対す</u></p> | <p>とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</p> <p>」とする。</p> <p>第十一項から第十三項まで （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> |
|--|---|

|   |                    |
|---|--------------------|
| <p>る<u>第七条の三の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「六十歳に」と、「その者に係る定年から十五年（職員の給与に関する条例第五条第一項第二号アに規定する医療職給料表(一)（以下「医療職給料表(一)」という。）の適用を受ける職員にあつては、十年）を減じた年齢」とあるのは「五十歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「六十歳」とする。</u></p>  |                    |
| <p>17 <u>当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職した者に対する第七条の三の規定の適用については、同条中「規則で定める」とあるのは「同項に規定するその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十五年（職員の給与に関する条例第五条第一項第二号アに規定する医療職給料表(一)（以下「医療職給料表(一)」という。）の適用を受ける職員にあつては、十年）を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二」とあるのは「百分の二」とする。</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |
| <p>18 <u>職員の給与に関する条例付則第八項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定による職員の給料月額</u></p>  | <p><u>(新設)</u></p> |

|   |             |
|---|-------------|
| <p>改定は、給料月額減額改定に該当しないものとする。</p> <p>19 当分の間、職員の給与に関する条例付則第八項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員に対する第七条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「七割措置前給料月額（その者が職員の給与に関する条例付則第八項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定の適用（以下「七割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該七割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「七割措置日」という。）」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「七割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「七割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に七割措置日前の特定減額前給料月額（その者の七割措置日前におけるその他の措置（給料月額の減額改定以外の理由による措置のうち七割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が七割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が七割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置日前の特定減額前</p> | <p>(新設)</p> |
|---|-------------|

給料月額を基礎として、第五条から第七条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。)の七割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額)、その者が七割措置日後の特定減額前給料月額(その者の七割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。)に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第七条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額(以下「七割措置後の退職手当の基本額」という。)(その者の七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は当該勤続期間に応じた支給割合から七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額とし、その者に七割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が七割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は零とする。)並びに七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額(計算の基礎となつた七割措置日前の特定減額前給料月額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。)の合計額」と、同項第二号ロ中「前号に掲げる額の特定減額前給

料月額に対する割合」とあるのは「七割措置後の退職手当の基本額の七割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合（その者に七割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は七割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合とする。）」とする。

20 付則第十七項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第七條の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)

| 読み替える規定                          | 読み替えられる字句          | 読み替える字句   |
|----------------------------------|--------------------|---|
| 付則第十九項の規定により読み替えて適用する第七條の四第一項第一号 | 及び七割措置前給料月額        | 並びに七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額(以下「割増後の七割措置前給料月額」という。)                      |
|                                  | 及び七割措置日前の特定減額前給料月額 | 並びに七割措置日前の特定減額前給料月額及び七割措置日前の特定減額前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額(以下「割増後の七割措置日前の特定減額前給料月額」という。) |



|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <u>の七割措置<br/>日前の特定<br/>減額前給料<br/>月額</u>   | <u>の割増後の七割措<br/>置日前の特定減額<br/>前給料月額</u>   |
|   | <u>及び七割措<br/>置日後の特<br/>定減額前給<br/>料月額を</u> | <u>並びに七割措置<br/>日後の特定減額<br/>前給料月額及び<br/>七割措置日後の<br/>特定減額前給料<br/>月額に百分の二<br/>を乗じて得た額<br/>の合計額(以下「割<br/>増後の七割措置日<br/>後の特定減額前給<br/>料月額」という。)<br/>を</u> |
|   | <u>七割措置前<br/>給料月額に</u>                    | <u>割増後の七割措置<br/>前給料月額に</u>   |
| <u>付則第<br/>十九項<br/>の規定<br/>により<br/>読み替<br/>えて適<br/>用する<br/>第七条<br/>の四第<br/>一項第<br/>二号</u> | <u>退職日給料<br/>月額に、</u>                     | <u>退職日給料月額及<br/>び退職日給料月額<br/>に百分の二を乗じ<br/>て得た額の合計額<br/>に、</u>  |
| <u>付則第<br/>十九項<br/>の規定<br/>により</u>  | <u>の七割措置<br/>日後の特定<br/>減額前給料<br/>月額</u>   | <u>の割増後の七割措<br/>置日後の特定減額<br/>前給料月額</u>   |

| 読み替えて適用する第七條の四第一項第二号ロ  | 七割措置前<br>給料月額 | 割増後の七割措置<br>前給料月額 |  |
|--|---------------|-------------------|--|
| <p>21 当分の間、職員の給与に関する条例付則第八項の規定の適用を受ける職員（付則第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する第九條第一項の規定の適用については、同項中「第七條の四まで」とあるのは「第七條の四まで（付則第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七條までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日</p> | <p>(新設)</p>   |                   |  |

までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

22 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員に対する第九条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第十六項、第十七項及び第十九項から第二十一項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が六十歳に達した日後における最初の四月

(新設)

一日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の教職調整額の額に、同日までの当該教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間のうち、特定日の前日までのものに限る。）を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条及び第八条の改正規定、第九条の改正規定（「、第五条から第七条」を「、第五条から第七条の四」に改める部分に限る。）、第十一条の改正規定（「前条第四項」を「第十条第四項」に改める部分を除く。）並びに第十三条、第十四条及び付則第十項

（新設）

|  |                    |
|--|--------------------|
| <p><u>の改正規定並びに次項、付則第三項及び付則第五項の規定は、公布の日から施行する。</u></p>  |                    |
| <p><u>2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第十項の規定は、令和四年四月一日から適用する。</u><br/><u>（経過措置）</u></p>  | <p><u>（新設）</u></p> |
| <p><u>3 改正後の条例第二条第一項の規定の適用については、第一項ただし書に規定する施行の日から令和五年三月三十一日までの間に限り、同条第一項第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。））」とする。</u></p>  | <p><u>（新設）</u></p> |
| <p><u>4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。））」とする。</u></p> | <p><u>（新設）</u></p> |
| <p><u>5 改正後の条例第十三条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。</u></p>  | <p><u>（新設）</u></p> |

### 3 施行期日

- (1) 令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第7条及び第8条の改正規定、第9条及び第11条の改正規定の一部並びに第13条、第14条及び付則第10項の改正規定並びに付則第2項、付則第3項及び付則第5項の規定は、公布の日から施行する。
- (2) 付則第10項の規定は、令和4年4月1日から適用する。